

働き方改革に伴う就業規則等の整備について

働き方改革法案には、「時間外労働上限規制」「同一労働同一賃金」など、企業が対応しなければならない課題が多く含まれています。今回は労基法改正に対応した就業規則の整備、同一労働同一賃金と就業規則等について、企業の実務対応を解説していただきます。

ぜひ、受講していただきますようお願い致します。

【日時】 令和2年3月6日（金）
13:30～16:30

【会場】 倉吉未来中心 セミナールーム7
倉吉市駄経寺町 Tel. 0858-23-5390

【講師】 弁護士 小森 光嘉 氏
石寄・山中総合法律事務所

〔略歴〕 1993年 東京大学理学部卒業
1997年 東京大学文学部卒業
2004年 司法試験合格
2006年 司法修習終了(59期)弁護士登録(第一東京弁護士会)
石寄信憲法律事務所入所
2015年1月 ヴァイスパートナー就任
2018年1月 パートナー就任

セミナー内容

- ①働き方改革関連法の概要
- ②労基法改正に対応した就業規則の整備
- ③同一労働・同一賃金と就業規則
- ④柔軟な働き方へ向けた就業規則

【定 員】 20名

【受講料】 1人当たり 経協会員 8,800円 経協会員外 13,200円（消費税込み）

【申込方法】 ○ 下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込みください。
○ 受講料は、『受講申込み受付のお知らせ（振込先金融機関を記載したもの）』をファクシミリにてお送りしますので、到着後お振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。（振込手数料は貴社でご負担願います。）
○ セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を申し受けますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 令和2年2月28日（金）

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会
〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F
Tel. 0857-22-8424 Fax. 0857-24-4174

（一社）鳥取県経営者協会 宛 （Fax. 0857-24-4174）

3/6開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者（氏名）

（所属部署・役職名）

受講者名			
所属・役職名			

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。